

別冊

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成25年10月4日)

## 【件名】

- 1 子育て王国どっとり条例（仮称）【素案】とパブリックコメント等の実施について  
(子育て応援課) …… 1

福 祉 保 健 部

# 子育て王国とっとり条例（仮称）【素案】とパブリックコメント等の実施について

平成25年10月4日  
子育て応援課

「子育て王国とっとり条例（仮称）」の内容については、9月10日の第1回懇話会、9月12日の常任委員会などでいただいた意見を参考にして修正を加え、条例【素案】を作成しました。

今後、県民の皆さまから、この【素案】についての意見をいただくよう、次のとおりパブリックコメントなどを実施します。

## 1 条例【骨子案】

別添「子育て王国とっとり条例（仮称）【素案】」を参照。

## 2 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 平成25年10月10日（木）から10月27日（日）まで（予定）  
(2) 応募方法 郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、市町村窓口に設置）

## 3 タウンミーティングの概要

区分	日 時	会 場
東部会場	平成25年10月14日（月・祝） 午前10時から11時30分まで	とりぎん文化会館 第2会議室 (鳥取市尚徳町101-5)
中部会場	平成25年10月14日（月・祝） 午後2時から3時30分まで	倉吉体育文化会館 中研修室 (倉吉市山根529-2)
西部会場	平成25年10月12日（土） 午後2時から3時30分まで	米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 中会議室（米子市錦町1-139-3）

## 4 市町村との意見交換会

区分	日 時	会 場
東部会場	平成25年10月16日（水） 午後1時30分から3時まで	県庁 第8会議室
中部会場	平成25年10月17日（木） 午前10時から11時30分まで	中部総合事務所 第204会議室
西部会場	平成25年10月17日（木） 午後2時から3時30分まで	西部総合事務所 第5会議室

## 5 関係機関（団体）の意見聴取

鳥取労働局、各商工団体（青年部）、労働組合などを訪問し、意見を聴き取る予定。

## 6 今後の検討スケジュール（予定）

- 10月下旬 第3回懇話会（寄せられた意見への対応方針の検討）  
11月中旬 第4回懇話会（条例案（草案）の検討）  
1月上旬 第5回懇話会（条例案（最終）に対する意見交換）  
2月議会 条例案（議案）提出

※ 県議会常任委員会等との意見交換を適宜開催

要概観とことり秦河(辰巳)の著者

緒論の定規則

- 鳥取県では、平成22年3月の「子育て王国とつりプラン」の策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国以来、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできた。
  - 平成25年3月27日、国立社会保障・人口問題研究所が2040年(平成52年)の都道府県別推計人口を発表し、鳥取県の人口が44万人(2010年比マイナス25.1%)まで減少することがわかり、更なる少子化という社会的危惧が明らかになった。
  - 今こそ、少子化危機の突破を目指し、今までの子育て施策の成果を基礎として、さらに子育てしやすい環境に発展させるため、行政のみならず、県民や事業主等が一体となり子育て支援環境を総合的かつ計画的に発展させていく「子育て王国とつり条例(仮称)」を制定する。

子言

- 「子育て王國どつりプラン」の計画期間(H22～26)中途であるが、子ども・子育てへの関心が高まっている今、プランの考え方を継承しつつ、子育て王國どつりをさらに発展させるため、県としての基本的な考え方を示すこととする。
  - 県、市町村、保護者、県民等、事業主の役割を明らかにし、協働して、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の実現を目指すこととする。
  - 具体的な施策に取り組むよう、5つの柱立てにより「重点的に取り組む施策」を定める。
  - 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、子育て王國どつり会議（仮称）を設置する。

英國アーチラムとの相違

- 県、市町村、保護者、県民等、事業主の責務・役割の内容と、重点的に取り組む施策を、法的根拠を伴い、強制力を有する条例で定めることにより、子育て環境の整備を着実に進めるための根拠とする。
  - 重点的に取り組む施策（方向性）について、プランでは7つの柱立てにしながら、施策の関連性などを再整理して5つの柱立てとする。

新条例の検討会議(予定)

- |                                |        |                           |
|--------------------------------|--------|---------------------------|
| ● ● ● 9月10日 第1回懇話会(たたき合への意見出し) | ○10月下旬 | 第2回懇話会(パブコメなどに寄せられた意見の検討) |
| ● 10月3日 素案作成                   | ○11月中旬 | 第3回懇話会(条例(草案)の作成)         |
| ● ○10月10日～10月27日 パブリックコメント募集   | ○1月上旬  | 第4回懇話会(条例(最終案)の確認)        |
| ● ○10月12日、14日 タウンミーティング        | ○2月議会  | 条例案(議案)提出                 |

# 子育て王國とつとり条例(仮称)の構成

## これまでの取組

- 子育て王國とつとりプランの制定  
(H22.3)
- 子育て王國鳥取県の建國 (H22.9)
- 様々な子育て支援、少子化対策

## 役割の明確化

- 子育て支援の議論の盛り上がり
- 2040年の県人口推計→44万人

## 県の責務

- ・市町村の責務
- ・保護者の責務
- ・県民等の役割
- ・事業主の役割

## 条例の目的

- 子育てしやすい最高の環境を整備するための基本方針と、県、市町村、保護者、県民等、事業主の役割を明らかにするとともに、重点的に取り組む施策を定め、実行においては事業主等と一緒にになり、着実に子育て社会を作り上げていく。

## 重点的に取り組む施策

- 子育て支援の議論の盛り上がり
- 2040年の県人口推計→44万人

## 基本方針

- すべての子ども、子どもを生み・育てる者が最高の支援を受けられること
- 適切な役割分担と協働の下に推進
- 個人の価値観を尊重しながら推進
- 地域の特性を十分に活かして推進

- I 安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策
- 待機児童を出さないよう、保育の量の確保
- 地域子育て支援拠点など地域で子育てを支援する職員の研修など保育・幼児教育の質を確保
- 幼稚園から高校、特別支援学校の学校教育の充実
- 健やかな体づくり、地域文化・歴史等を親しむ取組
- 安全の確保、施設・設備の整備など保育・教育環境の改善
- キ 子育てに関する経済的負担の軽減

- II 希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策
- ア 出会いから結婚に至るまでの支援
- イ 出産関連の情報提供など、安心して子どもを生む環境の整備
- ウ 保健・医療体制など、安全な妊娠・出産の環境の整備
- エ 命の大切さなど親になるための教育の推進

- IV 生き生きとした職業生活と家庭生活との両立を支援する施策
- ア 仕事、家庭、地域での充実した生き方の実現を推進
- イ 安心して子育てができる就労環境の整備

- V 特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策
- ア 保護者がいないなどの子どもの社会的自立のための支援
- イ 児童虐待を防止
- ウ ひとり親家庭の自立を支援
- エ 障がい児に対する支援と、理解と関心を深めるもの
- オ 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもの支援

※子育て王國とつとり会議(仮称)を設置  
※施行後5年を目途に見直し

## 子育て王国とっとり条例（仮称）【素案】

### 前文

- 子どもは、私たちの郷土の希望であり、未来を創るかけがえのない宝である。
- 私たちは、私たちの郷土が、誰もが安心して子どもを生み、育てる喜びを実感し、子どもの笑顔と幸福があふれる地域であり、そこに住むすべての人が幸せに生活できる地域であることを願います。
- 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、地域全体で一丸となって取り組むべきことである。
- 近年、核家族化、少子化、過疎化の進行などにより、家族や地域による子どもの成長を支え、教育する力の低下が見られる等子どもの成長に関する環境が大きく変化している。
- 鳥取県では、平成22年9月に子育て王国鳥取県の建国を宣言し、子育て支援、少子化対策等の様々な施策に取り組んできたところであるが、これまでの成果を基礎として、さらに子育てしやすい鳥取県に発展させることが必要である。
- 全ての県民が、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることの重要性を理解し、それぞれが協働しながら、各々の役割を果たしていくことが重要である。
- 家庭を築き、子どもを生み育てたいと思う者の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる鳥取県を創っていかなければならない。
- 鳥取県は、自然豊かで住民のきずなが強い環境を有している。これを子育てに活かしやがて風土として、我が郷土の住み良さとして、親から子へ、子から孫へと世代を超えて受け継がれていくことを目指し、この条例を制定する。

### ＜考え方・論点＞

- ・鳥取県は、平成22年3月の「子育て王国とっとりプラン」の策定、同年9月の「子育て王国鳥取県」の建国以来、様々な子育て支援、少子化対策に取り組んできた。
- ・これまでの成果を基礎として、さらに子育てしやすい環境に発展させるため、行政のみならず、県民や事業者等が一体となり子育て支援環境を総合的かつ計画的に発展させるため「子育て王国とっとり条例（仮称）」を制定する。
- ・統計データ
  - 保育所数（0～5歳人口10万人あたり） H22：625.7ヶ所（全国4位）
  - 幼稚園数（3～5歳人口10万人あたり） H22：262.4ヶ所（全国44位）
  - 年度当初の保育所待機児数 H25.4.1現在： 0人（全国1位）
  - 人口当たり産婦人科医数（15歳未満人口10万対産婦人科従事医師数） H22：54.2人（全国2位）
  - 人口当たり小児科医数（15歳未満人口10万対小児科従事医師数） H22：143.7人（全国1位）
  - 児童福祉費（17歳以下人口1人当たり） H22：484.5千円（全国3位）
- ・3世帯住宅に係る不動産取得税（県税）の減免措置を設けている。

### ＜参考法令等＞

#### ・児童福祉法

第1条 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

## 1 目的

この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、最も子育てしやすい環境を整備するための基本方針を定め、県、市町村、保護者、県民等、事業主の役割を明らかにするとともに、協働して重点的に取り組む施策を定め、もって誰もが安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会である子育て王国鳥取県を実現することを目的とする。

### 〈参考法令等〉

#### ・次世代育成支援対策法

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### ・子ども・子育て支援法

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

## 2 定義

- (1) この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) この条例において「子育て支援」とは、少子化対策その他の出産に関する支援、全ての子どもの健やかな成長のための適切な環境を等しく確保することその他の子育てに関する支援、その他の国、県若しくは市町村、又は地域における子育て等の支援を行う者が実施する子ども及び子育てに関するあらゆる支援をいう。
- (3) この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (4) この条例において「県民等」とは、県民及び子育て支援を行う社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人若しくはボランティア団体等（以下「地域における子育て等の支援を行う者」という。）をいう。

### 〈考え方・論点〉

- ・対象は、高校在学相当の時期までの者を想定している。

### 〈参考法令等〉

#### ・子ども・子育て支援法

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

### ・教育基本法

(教育の機会均等)

第4条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障がいのある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

### 3 基本方針

県、市町村、保護者、県民等及び事業主の役割を定め、相互に連携及び協力して子育て支援に取り組む際に、次に掲げる事項に配慮及び留意するものとする。

- (1) 子育て支援は、子どもは次代の社会を担う宝であるという認識の下、状況に応じ必要とされるすべての子ども及び子どもを生み、育てる者が最高の支援を受けることができるようすることを旨として推進されなければならない。
- (2) 子育て支援は、家庭、学校、職場、地域社会等において、県、市町村、保護者、県民等、事業主の適切な役割分担及び協働の下に推進されなければならない。
- (3) 子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して推進されなければならない。
- (4) 子育て支援は、自然環境、地域の歴史、伝統文化等の豊かさ並びに人と人との結びつきの強さ及びまとまりの良さをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。

### 4 役割

#### (1) 県の責務

- ①県は、子育て支援について重点的に取り組む施策等の実施のための指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。
- ②県は、専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた対応が必要な施策などを実施するに当たっては、市町村、地域における子育て等の支援を行う者、保護者及び事業主と相互に連携を図りながら協働して推進するよう努めるものとする。
- ③県は、市町村が行う子育て支援に係る施策が適正かつ円滑に行われるよう必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子育て支援に取り組む人材の確保及び育成について、市町村の取組を支援するよう努めるものとする。
- ④県は、市町村、地域における子育て等の支援を行う者、保護者及び事業主のそれぞれの特性を生かした、相互の連携した活動が促進されるよう環境整備に努めるものとする。
- ⑤県は、県民に対し、子育て支援の重要性の理解を図るとともに、県民の子育て支援への協力及び参加が促進されるよう努めるものとする。

#### <考え方・論点>

- ・県は、市町村、保護者、県民等、事業主と連携を図りながら、その中心として、子育て王国とつとりの推進に取り組むものとする。

- ・財政上の措置は別条で規定する。

#### <参考法令等>

##### ・児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

##### ・次世代育成支援対策推進法

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

##### ・子ども・子育て支援法

(市町村等の責務)

第3条 略

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

### (2) 市町村の責務

- ①市町村は、子育て支援において重要な役割を担う機関として、子育て支援に取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、必要かつ適切な保育及び教育が提供できる体制を確保するよう努めるものとする。
- ②市町村は、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、県、保護者、県民等及び事業主と連携して総合的かつ計画的に取り組むよう努めるものとする。

#### <考え方・論点>

- ・市町村は子育て支援の中核的存在であり、その責任があることは、関係法令を見ても明確である。
- ・市町村としては、この条文についてどう考えられるか。

#### <参考法令等>

##### ・児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

##### ・次世代育成支援対策推進法

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

##### ・子ども・子育て支援法

(市町村等の責務)

第3条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- (2) 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他 の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(3) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

### (3) 保護者の役割

- ①保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、子どもを深い愛情を持って大切に育て、子どもに生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、健やかで心身の調和のとれた発達となるよう努めるものとする。
- ②保護者は、子どもの成長のため、家庭がその責任を果たすことができるよう必要な援助を与えるよう努めるものとする。

#### <参考法令等>

##### ・児童福祉法

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

##### ・次世代育成支援対策推進法

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

##### ・教育基本法

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (4) 県民等の役割

- ①地域における子育て等の支援を行う者は、子育て支援の推進にさらに努めるとともに、自治体その他の者が行う施策に協力するよう努めるものとする。
- ②県民は、子どもの成長及び子育てに関心を高め、子育て支援の重要性を理解し、地域で子どもを見守る等、子育て支援に協力するよう努めるものとする。

#### <考え方・論点>

・「地域における子育て等の支援を行う者」は、保育所を運営されている社会福祉法人、幼稚園を運営されている学校法人、子育て支援に取り組んでおられる特定非営利活動法人、ボランティア団体等を想定している。

#### <参考法令等>

##### ・児童福祉法

第1条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

##### ・次世代育成支援対策推進法

###### (国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

・子ども・子育て支援法

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(5) 事業主の役割

- ①事業主は、その事業の伸展を目指すなかで、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との調和及び両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、自治体その他の者が行う施策に協力するよう努めるものとする。
- ②事業主は、子育てしやすい職場づくりのために、職場の慣行、雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てを支援する制度の活用が妨げられないよう、労働者の意識を啓発し、相互理解の促進に特に配慮するよう努めるものとする。

＜考え方・論点＞

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、事業者に理解を求めていく必要がある。
- ・育児休業、子育てのための勤務時間の短縮等、制度があつても取得しにくいという声が多数であり、必要な時に取得しやすい職場環境の改善を図る必要がある。

＜参考法令等＞

・次世代育成支援対策推進法

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

・子ども・子育て支援法

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

5 重点的に取り組む施策

県、市町村、地域における子育て等の支援を行う者、保護者及び事業主は、それぞれの責務及び役割に応じ、相互に連携及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとし、県は、市町村、保護者、県民等及び事業主にこれらの取組を促すとともに、支援を行うものとする。

(1) 次に掲げる安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策

- ア 保育所及び認定こども園における保育、幼稚園での預かり保育、事業所内保育、家庭的保育事業等を充実し、保護者の多様な需要に対応し、待機児童を出さないよう、提供できる保育の量を確保する施策
- イ 地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学校支援ボランティア、家庭教育支援チームその他の地域で子育てを支援する施策

- ウ 保育士及び幼稚園教員を支援する体制の構築、これらの者の専門性を高める研修の実施その他の保育及び幼児教育の質を確保する施策
- エ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、発達段階に応じた基本的な知識、技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成できるよう学校教育を充実させる施策
- オ 子どもの体力向上及び健やかな体づくりのための取組並びに地域の文化財、歴史、伝統文化等に親しみ、理解を深める取組を支援する施策
- カ 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における安全の確保並びに施設及び設備の整備並びに保護者に対する学習の機会及び情報の提供等により、保育及び教育に関する環境の改善を図る施策
- キ 保育所、幼稚園及び認定こども園の保育料その他の子育てに関する経済的負担を軽減する施策

**<考え方・論点>**

- ・「子育て王国とっとりプラン」で7つの柱として整理していた施策体系を、5つの柱に再整理する。
- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅱ子どもを安心して育てられる快適、安全な環境づくり」、「Ⅳ子育て家庭を支える子育てサービスの充実」、「Ⅴ子どもの生きる力の育成と教育の充実」を「(1) 次に掲げる安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策」とする。
- ・待機児童を出さないよう保育の量を確保することは、行政が責任を持って取り組むべきもので、子育て支援の基本的な部分である。
- ・地域で子育てを支援する事業として、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブの他に、病児・病後児保育、ファミリー・サポートセンターなどがある。
- ・子育てに関する経済的負担の軽減は、少子化対策の観点でも重要な課題である。
- ・H2.4少子化アンケート調査結果より

**<今後充実してほしい子育て支援策>** 回答者943人中、30人以上の選択があったもの

- |  |     |
|--|-----|
| ・保育所の定員増（未満児、年度中途等）                          | 46人 |
| ・子どもが遊べる場所の充実                                | 37人 |
| ・保育料の減額、無償化                                  | 37人 |
| ・病児・病後児施設の充実                                 | 34人 |
| ・子どもがいる人に対し理解ある職場環境                          | 32人 |
| ・経済的支援（児童手当の増額・減税等）                          | 31人 |
| ・森のようちえん、里山保育など地域のフィールドを活用した保育への支援をどこに書き込むか。 |     |

**<参考法令等>**

- ・**教育基本法**

(家庭教育)

第10条 略

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

**(2) 次に掲げる希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策**

- ア 結婚を望む者が、早期に自らが望む形で結婚することができるよう、出会いから結婚に至るまでを支援する施策

- イ 妊娠、出産及び不妊に関する情報提供、相談体制の充実その他の安心して子どもを生む環境の整備を図る施策
- ウ 妊婦及び新生児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成その他安全な妊娠、出産及び成長ができる保健及び医療環境の整備を図る施策
- エ 児童及び生徒に対し、命の大切さ、性に関する正しい知識その他の親になるために必要な教育を推進する施策

**<考え方・論点>**

- ・「子育て王国とっとりプラン」で7つの柱として整理していた施策体系を、5つの柱に再整理する。
- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「Ⅲ結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実」を「(2) 次に掲げる希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策」とする。
- ・少子化対策は県の重要課題であり、効果的な施策を実施する必要がある。ただし、婚活事業については、行政として取り組むべきことかとの意見もある。
- ・H21少子化アンケート調査結果より

**<未婚、晩婚化の要因>** 回答者1,274人中、10%以上の選択があったもの

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| ・雇用が不安定で経済的基盤が安定しない       | 15% |
| ・独身生活のほうが自由であるから          | 14% |
| ・仕事を持つ女性が増えて女性の経済力が向上したから | 11% |
| ・仕事と家庭生活の両立が難しいから         | 11% |

**<夫婦の出生率の低下の要因>** 回答者1,274人中、20%以上の選択があったもの

- |                |     |
|----------------|-----|
| ・育児・教育コストの負担増  | 31% |
| ・仕事と子育ての両立の負担感 | 28% |

**<少子化対策として県に最も実現して欲しい項目>**回答者1,274人中、20%以上の選択があったもの

- |  |     |
|--|-----|
| ・妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備            | 42% |
| ・若者の就労支援                               | 39% |
| ・労働時間短縮等、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備    | 34% |
| ・小児医療体制の充実                             | 24% |
| ・放課後対策の充実                              | 21% |
| ・安心して子どもを生み、育てることができる社会についての理解を進める取り組み | 20% |
| ・再就職等を促進する取り組みの推進                      | 20% |

**(3) 次に掲げるきずなを強く地域みんなで取り組む子育てを支援する施策**

- ア 「とっとり育児の日」の普及啓発など社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る施策
- イ 特定非営利活動法人、子育てサークルその他の子育て支援を行う団体及び個人の活動活性化と地域の支えあい活動の広がりを図る施策
- ウ 子どもが多様な世代と交流しながら行う遊び、伝統芸能その他の子どもが地域で活動する場を提供する施策
- エ 家庭における学習習慣及び正しい生活習慣の啓発、地域ぐるみで取り組む子育て運動その他の家庭及び地域の教育力の向上を図る施策
- オ 子どもたちへの本の読み聞かせ、図書館での児童サービスその他の子どもの情緒、知識及び好奇心を育む子どもの読書の推進の取組を支援し、又は促進する施策

力 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供その他の企業等の子育て支援の取組を促進する施策

**<考え方・論点>**

- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「I 地域社会みんなで子育てを応援」を「(3) きずなを強く地域みんなで取り組む子育てを支援する施策」とする。

**(4) 次に掲げる生き生きとした職業生活と家庭生活との両立を支援する施策**

- ア 県民の一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても充実した生き方が実現できる社会を推進する施策
- イ 職場における育児休業の取得及び取得後の復職時支援、子育てのための勤務時間の短縮等働き方の多様な選択肢の提供、男性の働き方についての見直し及び意識改革、長時間労働の抑制及び休暇等が取得しやすい職場風土づくりその他の安心して子育てができる就労環境の整備を図る施策

**<考え方・論点>**

- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「VII職業生活と家庭生活との両立等」を「(4) 次に掲げる生き生きとした職業生活と家庭生活との両立を支援する施策」とする。
- ・ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画について推進する。

**(5) 次に掲げる特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策**

- ア 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でないと認められる子どもの、社会的自立を促進するための支援又は援助を行う施策
- イ 児童虐待の予防、早期発見、早期対応その他の児童虐待を防止するための施策
- ウ ひとり親家庭に対する相談体制の充実、就業支援その他のひとり親家庭の自立を支援する施策
- エ 障がい児が地域で安全かつ安心に生活できるよう人生の段階に応じた支援並びに障がい児に対する理解及び関心を深める施策
- オ 不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して支援を行う機関が連携する体制を強化する施策

**<考え方・論点>**

- ・「子育て王国とっとりプラン」中、「VI要保護児童・要支援家庭等への取組」を「(5) 次に掲げる特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策」とする。

**6 推進体制**

**(1) 推進体制の整備**

県は、市町村、保護者、県民等及び事業主と連携しながら、子育て支援に係る施策を総合的に推進するため、推進体制の整備に努めるものとする。

**(2) 子育て王国とっとり会議（仮称）**

①次に掲げる事務を行わせるため、子育て王国とっとり会議（仮称）（以下「子育て王国会議」という。）を

設置する。

ア 子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務

イ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第62条第5項に規定する事項の調査審議に関する事務

②子育て王国会議は、委員25名以内で組織する。

③委員は、子どもの保護者、地域における子育ての等支援を行う者、子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

④委員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。委員は再任されることができる。

⑤子育て王国会議の会長は、委員の互選によってこれを定め、会務を總理する。

会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

⑥子育て王国会議の会議は、会長が招集し、会長が議長になる。

子育て王国会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

⑦子育て王国会議には、専門事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

⑧子育て王国会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

#### <考え方・論点>

・子育て王国とっとり会議(仮称)の組織案

① 委員数: 25名以内(保護者、地域における子育て等の支援を行う者、子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者などから、知事が任命) ※公募委員を含める。

② 所掌事務: 子育て王国とっとりの推進のために行う施策の検討等に関する事務  
子ども・子育て支援法第62条第5項で規定する事務

③ 任期: 2年間

④ 専門委員: 設置可能

⑤ 部会: 設置可能

#### <参考法令等>

・子ども・子育て支援法

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

2~4 略

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第4項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6 略

(市町村等における合議制の機関)

#### 第77条（1～3略）

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（1）都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

（2）当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

#### 鳥取県民参画基本条例

##### （委員の公募等）

第10条 県の執行機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関（著しく専門性の高い機関を除く。）の委員を任命する場合には、その設置目的等に応じ当該委員の一部の者を公募し、これに応じた者から任命するよう努めなければならない。

### 7 財政上の措置

県は、子育て支援に関する施策を推進するため、国及び市町村と連携し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### ＜考え方・論点＞

- ・市町村と県福祉保健部との意見交換会で、市町村から「県の財政支援」について記載するよう意見があった。

### 8 雜則

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

##### （1）施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

##### （2）検討

知事は、平成30年度末を目指として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

#### ＜考え方・論点＞

- ・施行後5年後を目指として、見直すものとする。（平成26～30年度）
- ・現行の「子育て王国とっとりプラン」は平成22～26年度の5年計画である。